

第五章 農村経済と殖産興業

第一節 明治前期の村々の生活

地誌編纂取調から

江戸時代から明治時代へと歴史の流れが変わったのは、政治の面だけではなく、経済、社会、文化のあらゆる面においてである。富国強兵、文明開化、殖産興業のスローガンが高らかに唱えられるなかで、農村生活も、農民経済も、大きな変化を受けることとなった。

明治七年（一八七四）に豊岡県は、各村々に対して地誌編纂取調を実施した。その報告に示された明治初年におけるわが日高町域の村々の生活は、江戸期における状態とあまり変化はみられず、農業が主要な生業であった。この報告は、いわばその後の社会経済の発展への出発点をなす資料であるから、以下に概要を紹介し、当時の村々の状態をみることにしよう。

猪爪村

戸数四〇戸。人口一六四人、男八七人、女七七人。生産額は、米一二五石、麦四三石、小麦四石八斗、大豆六石八斗、小豆八斗五升、生糸二貫五〇〇匁、麻糸二八貫、荒麻六五貫、桑二〇〇貫、売木六千貫。牛数は牝牛四疋牝牛五疋和種。耕宅地税二一八円四錢八厘七毛、山野税三円四九錢七厘三毛となっている。米麦その他生産額が少い。生糸麻糸が生産され、売木が六千貫もあることは、江原の町へ薪が販売されたものである。産業は男子は耕作、雪中売木をなし、女子は耕作の間に麻糸をなしたと記している。

十戸村

戸数五〇戸。人口二〇〇人、男一〇三人、女九七人。生産額は、繭二〇貫、麻七五貫、桑四〇〇貫。山葵税米二升。牛数牡三疋。威銃一挺、獵銃一挺。耕宅地税二二一円三七錢七厘四毛、酒税五円。産業としては男子は耕作の間に繩菰を業とし、婦人は養蚕・麻綴布をする。郵便扱所一ヶ所。

栃本村

戸数五一戸。人口二四四人、男一三三人、女一一一人。生産額は、米二二〇石、小麦五〇石、大豆一三石、小豆八石、粟一〇石、黍三石、蕎麦三石、繭三〇〇貫、生糸二貫、麻一〇〇貫、桑六四〇〇貫、楮皮一〇貫。牛数八疋、牡七疋牝一疋。耕地宅地税二二四円二四錢、山税三円二〇錢九厘二毛、茶税一円一八錢二厘九毛、造酒税一三円二九錢九毛、婢税一二錢、駕籠税二五錢。産業は男子耕作並に工商、婦人は耕作、布、麻糸をつくる。

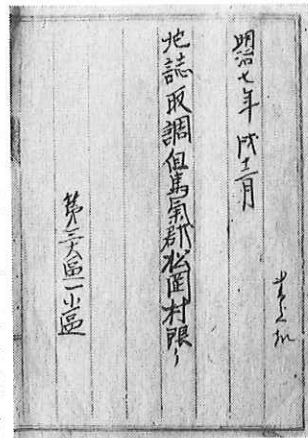


写真45 松岡村地誌取調帳

松岡村

戸数三九戸。人口一七二人、男九一人、女八一人。生産額は、米一五六石一斗五升、一反につき

一石見込。大豆三石六斗二升六合、反につき二斗五升、小豆五斗八升五合、戸につき一升五合、大麦二七石三斗、戸につき七斗。小麦三石五斗一升、戸につき九升。粟三斗九升、戸につき一升。菜種七斗八升、戸につき一斗。桑三九〇貫、麻三〇貫、生糸一貫八五〇匁、戸につき五〇匁。真綿四〇匁と

なっている。牛数一〇疋、牡八疋牝二疋。河船二艘（二〇石積一艘、漁船一艘）。耕地地税二九四円九一銭五厘一毛、山税米二斗四升、河船税四〇銭（竹中巖文書）

山宮村

戸数八五戸。人口三八〇人、男一八二人、女一九八人。生産額は、米二〇〇石、麦八〇石、大豆三〇石、小豆六石、粟一五石、黍八石、蕎麦一二石、繭一三〇貫、生糸五〇〇匁、麻一五〇貫、楮二〇貫。牡牛九疋。耕地地税三一七円九〇銭三厘、山税七円八九銭五厘九毛、婢税六銭、駕籠税二五銭。産業は男子は耕作、間には商業、婦人は養蚕業並に麻業または耕作をする。溜池五カ所、堤防二カ所。

名色村

戸数七七戸。人口三七一人、男一九四人、女一七七人。生産額は、米三二一石、大豆一八石、小豆三石六斗、粟一〇石、稗八石、蕎麦一七石、繭一〇七貫、荒麻一三〇貫、総芋一〇〇貫、草蓑

一五〇枚、桑二〇〇〇貫。牡牛二四疋。耕地地稅三七四円五三錢四厘、山野稅七円五錢七厘三毛、婢稅二〇錢。産業は男子は耕作を業とし、間に商業農具を造り、婦人は耕作、間に繅孳をする。橋一三ヶ所、堤坊一ヶ所、瀑布一ヶ所。

頃垣村

戸數五三戸。人口二三五人、男一三〇人、女一五〇人。生産額は、繭一五〇貫、生糸六貫、麻苧五〇貫、布五反、繻四〇貫、大豆四一石、大麦五〇石、小麦一〇石、粟八石、黍二石五斗、蕎麥三石。牡牛七疋。耕地地稅二二〇円五六錢九厘二毛、山稅五円二四錢七厘八毛、婢稅一二錢五厘。産業は男子は耕作並に工商、婦人は養蚕及び布繻または耕作を業とする。土橋五カ所、石橋四カ所、堤防六カ所、井関一ニカ所、溜池一カ所。

石井村

戸數八六戸。人口四一人、男二三二人、女一七九人。生産額は、米二八九石三斗九升八合、麥六五石二斗五升、繭五七貫、生糸七貫六九〇匁、荒麻八〇貫、大豆八石、絞油一石五斗。牝牛一二疋。耕地地稅一三七円五八錢四厘、山野稅米一石二斗、造酒稅一〇円六錢三厘、婢稅一二錢五厘。産業は男子は耕作、間に繩菰を業とする。婦人は養蚕または耕地作り、繻を業とする。橋五カ所、堤防三ヶ所。

伊府村

戸數五九軒。人口二八〇人、男一三八人、女一四二人。生産額は、桑一一五〇貫、繭一二四貫、荒麻一一〇貫、実綿三八貫、米二五一石一斗、麥八五石、造酒五石、布一五反、生糸四一把、絞

油三石、大豆三石五斗、小豆一石二斗、木楮子一一貫、布総七貫三〇〇匁。牡牛、和種、四疋。砲銃二挺、威銃一、獵銃一。耕宅地税、米九二石三斗九升三合。山林高、四斗六升八合（本高に込め上納仕来候）。野山高、一石二斗八升二合（同断）。酒造税六円二六錢五厘七毛。水車税三〇錢。絞油税一円二〇錢。旧高三五四石六斗二升（内高三八石四斗一升一合地不足、米九二石三斗九升三合、小物成二二錢一厘真綿税）。産業は男子は耕作の間に蒔、俵、縄、藁細工、樵木を業とし、女子は養蚕或は麻布、総、男の修覆を業とする。村を隔たる午（南）方二〇町より一里に除入会山あり肥草薪乏し、村を隔たる卯（東）方肥草刈場預山あり極乏し、村を隔たる八里海、魚塩乏し。寛文八年石川庄治郎殿檢地。耕宅地反別二八町三反三畝一八歩。橋梁一カ所、長さ二〇間、広さ二尺、厚さ七寸。堤防八六〇間、内三〇〇間従前御普請所、五六〇間村費自普請。

明治十八年（一八八五）の地誌編纂取調書（吉谷文書）による八代地区の村々の生活状態は次のようである。

大岡寺村 農一二戸。農の隙に炭焼をするもの一人、寺一戸。女は養蚕、麻布、総をつくる。

小河江村 農一四戸。冬春紙すきするもの三戸、薪を売るもの五人。女は養蚕、麻、総を製造する。

八代村 農六八戸。農の隙に薪を売るもの三七戸。女は養蚕、麻布、総をつくる。

中村 農三七戸。庵一戸。女は養蚕、麻布、繻をつくる。

谷村 農三八戸。女は養蚕、麻布、繻をつくる。

奈佐路村 農四〇戸。女は養蚕、麻布、繻をつくる。

藤井村 農四二戸。庵一戸。女は養蚕、麻布、繻をつくる。

以上のように八代、清滝地区の概要をみたが、村々の地理的環境に即応した状況がうかがわれる。大岡寺村は炭を焼く人が一人で、村中が炭焼に従事し、猪爪、小河江、八代は薪を売る人が多く、小河江村には紙すきが三戸あり、十戸村の山葵もそれぞれ土地の特色ある産業である。牛は一般に牡牛が多く、耕作用であり、石井の牝牛一二疋は子牛を産出させたものであろう。名色村の草蓑製造も農家の副業として特異なものである。

宵田村

明治三年（一八七〇）宵田村の明細帳によれば、村高一二七石一升四合、此の反別一〇町六反二畝一八歩、内屋敷一町六反九畝一二歩、石盛一三、分高二二石二斗二升。酒造稼人二軒。当村私

領中は、代々諸役免除のご判物を頂戴していた。土地は真土砂土。二十石舟が一艘。寺二ヶ寺。氏神は山王権現、西宮大神がある。当村は諸商物の売買の市場があり、七月五日十日、十二月二十日二十五日の四度開

第一部 明治前期

表11 明治3年(1870)米麦生産額
(森垣剛文書より作成)

		米	荒 麦	小 麦
伊久日岩地 久斗夏道	福谷置中下 (東西栗場)	石 283.15	石 110.00	石 26.00
	岡田	121.655	12.00	1.50
日	置	228.882	125.00	1.50
岩	中	183.115	70.00	7.00
地	下	86.16	12.00	1.00
久	東	143.69	15.00	5.00
斗	西	219.44	105.00	5.00
夏	栗	120.00	25.00	2.00
道	場			

表12 明治7年(1874)米麦生産額

		米	大 麦	小 麦
松猪大十 柄石山名 頃伊殿 久	岡瓜寺戸本 井宮色垣 府	石 156.15	石 27.00	石 3.51
	岡	125.00	43.00	
大	寺	10.00		1.30
十	戸	115.378	45.00	
柄	本	220.00	50.00	
石	井	289.398	65.25	
山	宮	200.00	80.00	
名	色	311.00		
頃	垣		50.00	10.00
伊	府	251.00	85.00	
殿		175.00	70.00	5.00
久	斗	306.00	250.00	15.00

(地誌取調帳より作成)

米麦作

明治前期における但馬地域の耕地率は七・七％にすぎず山林原野の比重が圧倒的に大きい。水田率は七七％であるが、土地生産力(反収)は低かった。しかも明治十年代には、一戸当り平均耕地反別は五反(〇・五ヘクタール)余にすぎず県下最低である。のちに畑地の拡張によって総耕地反別が増

加し、一戸当り耕地も拡大するが、これは主として桑園の発達を反映していた。米作は終始地区内の需要を充し得ないが、明治期を通じて蚕糸業が発展してゆく。しかし、明治十

かれ仮屋をしている。女稼は春冬は木綿を織り、夏秋は蚕飼・作物の手入をする。男は耕作、そのすきに薪、雪中は木綿売買をする、とその様子を記している。

第二節 農牧業の消長

年代まで兼業農家率は全国平均を下回っており、早くから土地集中が進行し、特有の大地主が成長していた。明治十七年（一八八四）の小作地率は但馬各郡とも六〇％台で県下最高であった。そして但馬地域産業の特色として山岳高原地帯は牧牛が行われ、豊岡盆地方面では低湿地に杞柳が栽培され、柳行李製造の郷土産業を成立させており、南但地域では耕地利用率が高く、蚕糸業が発展した。（兵庫縣百年史）

日高町域における米麦作の生産資料はあまり残されていないが、散見する僅かの資料によりその生産統計をまとめると前表11、12のとおりである。

この統計によって明治前期の米麦生産高の概要を推測できるが、概して江戸後期の延長であることが知られ、米麦の増産は徐々に変化は少ない。増産が顕著になってゆくのは、明治後期になってからである。

雑穀・特用作物

明治前期においては栽培された雑穀や特用作物はその種類が多かったが、生産高は僅少であった。明治後期になると特用作物類は影をひそめてゆく。

雑穀の主なもの、大豆・小豆・粟・稗・蕎麦などである。明治七年（一八七四）の生産高をみると、大豆は松岡三石六斗、猪爪六石八斗、十戸二斗五升、栃本一三石、石井八石五斗、山宮三〇石・名色一八石、頃垣一一石、伊府三石五斗、久斗七石余の収穫高を示し、畑地帯においてその生産が多かった。小豆の生産高は少量であるが、栃本八石、山宮六石など清瀧、西氣の高原地帯に比較的多く作られていた。粟、蕎麦、黍等も高原山間地帯に多く、粟は栃本一〇石、山宮一五石、名色一〇石、頃垣八石余。蕎麦も山宮一二石、名色一七石余で、西氣・清瀧に多く生産され特産物として名が高かった。黍は栃本三石、山宮八石余の産額

を示している。稗は大岡寺四石、名色八石がその生産額が多い村であった。これらの雑穀類は、高原山間地帯の村々では共通して産額が多い現象がみられる。

特用作物としては、菜種・楮・麻・綿などが栽培されていた。明治七年（一八七四）の菜種生産高をみると、松岡七斗の記録があるのみで、自家用程度の収穫であったとみられる。楮皮は殿八〇貫、松岡三〇貫、山宮二〇貫などの記録があり、麻は日高町域全般にわたって多く栽培されていた。栃本、山宮、名色などは一〇〇貫を超え、伊府、殿、頃垣、十戸なども五〇貫以上で、麻の自家消費の役割は大きく、全般的に生産高の多い特用作物であった。綿作は久斗二〇〇貫、伊府三八貫の生産高の記録があるが、これも自家用程度であったのである。

明治十八年（一八八五）三月、兵庫県では、馬鈴薯を凶荒の補食物として栽培奨励する訓諭を発し、栽培法、効用、繁殖について詳細な説明をしているが、これに関し気多郡では、明治二十一年（一八八八）各村に馬鈴薯のたねいも二貫づつを配布し、二名の試作人に栽培させた。西気地区の栗栖野村外一三カ村では、水口与八郎、佐藤吉郎右衛門が試作人に当選した。その後、急速に馬鈴薯栽培は普及し、生産高が増加してゆくのである。

特産物

明治七年（一八七四）の特産物を更にあげてみると、売木、布、かほ、ひら、田蓑、木炭、せんまい、きりぎりす、柳行李、山葵などがあった。

売木は八代地区に多く、猪爪の六〇〇貫の記録があり、各村々では江原の町へ売木（薪）をした。

表13 明治7年(1874)牛頭数調

村		頭数	村		頭数
松	岡	10	山	宮	9
猪	爪	9	名	色	24
羽	尻	9	頃	垣	7
十	戸	3	伊	府	4
栃	本	8	殿	斗	21
石	井	12	久		22

(地誌取調帳より作成)

木炭は羽尻の八〇駄(三二〇俵)があり、大岡寺、河江などがそれぞれ三、四〇〇貫を産出した。田蓑は羽尻一〇〇枚、名色一五〇枚の産出があり、西気、三方村などで冬季の副業として盛んであった。杞柳栽培は国府・八代・日高が盛んで、柳行李の製造も盛んであった。明治三十六年(一九〇三年)八代の柳行李製造戸数は一二戸、人員一五人、一〇〇〇個近い製造高であった。明治前期は資料がないが、明治十年(一八七七)の西南の役以後盛んになったことが考えられる。なお藤井には竹細工製造もあり、かごあみなどが行われていた。

布、総は自家用程度の生産であったが、久斗縞が一八〇〇反生産されており、これは明治後期には年産一〇万反の産額に増加し著名となってくる。(久斗縞の製造については第十一章第二節で後述)。総は麻糸のことで、十戸で一四貫、頃垣四〇貫、殿一〇貫など生産され、各村々で女子の副業として盛んであった。

紫厥は「ぜんまい」のことで、羽尻の二〇貫の産出が記録されている。山葵は十戸の清水で栽培されており、二〇貫の産額であった。

牧牛 日高町域における牧牛は、明治七年(一八七四)の記録によれば表13のとおりである。これによれば、飼育頭数はそれほど多くな

い。

城崎郡畜産組合は、明治三十六年(一九〇三)八月設立され当初産牛組合といったが、役員選任がおくれたため事業を開始せず、四十一年(一九〇八)

三月より内海忠誨組合長が就任して事業を開始した。その主な事業は、種付奨励、家畜市場の開設、畜牛貸付奨励、蕃殖障碍除去、家畜保健組合設立、技術員設置、講習会、共進会等の事業の推進などであった。

(兵庫県畜産組合聯合会二十年史)

明治四十年犢駒糶売規則により、糶売市場が日高（江原字蛭子田二五五の一）、豊岡、香住、奥佐津に設置された。江原牛市場設置については、近隣の村々は牛繋留舎建築費用の寄附金を分担している。のちに昭和三年（一九二八）豊岡駅の北側、五荘地区内に統一した郡畜産組合牛市場が建設された。

第三節 養蚕製糸業の近代化

明治前期の養蚕業

但馬、丹波、丹後の三丹地方は、古来からの蚕糸国であるが、明治十年（一八七七）ごろの統計によれば、農業生産総額の中で繭・生糸の生産額が占める比重は、但馬地方では三分の一、丹波地方では四分の一と見込まれていた。近畿地方においては、三丹地方と近江の湖東地帯が、相匹敵する養蚕地帯とされている。

このように但馬の養蚕製糸業は農家の最も重要な副業をなしていた。しかし但馬地方は耕地率、耕地利用率、反当り産米量など、土地生産力が低く、かつ地主的土地所有が大きく、一戸当り耕地が零細であったところから、零細農の窮迫余業としての養蚕という性格が強かった。但馬における養蚕農家は、数が多く、規模が異常に零細なのが特徴であったとされる。

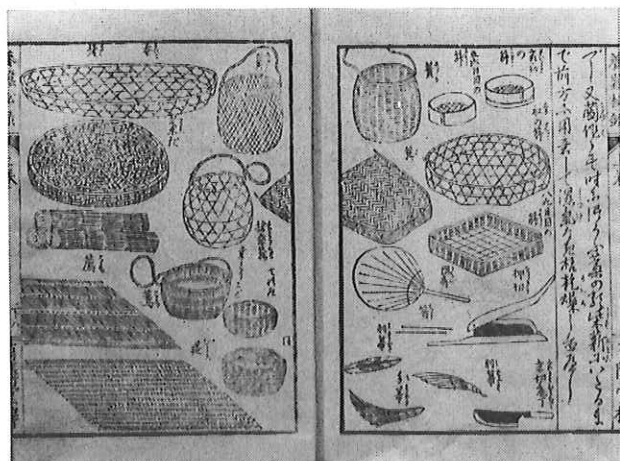


写真46 養蚕飼育道具(養蚕秘録より)

明治二十年(一八八七)における城崎郡の養蚕業についてみると、農家戸数の六八%が養蚕に従事し、繭の生産総額は三七六九石に達している。以後発展の一途をたどり、明治四十年(一九〇七)には繭生産額は約三倍に増加する。(表14)

明治初年の養蚕業は、江戸時代とあまり変らない飼育法が行われていた。養蚕に熱温を用いる温暖育は、江戸時代にも試みられたが、一般には清涼育が用いられた。清涼育では飼育日数が長くかかるのが欠点で、温暖育は飼育日数は短縮されるけれども失敗が多くなる欠点があった。そこで両者を併用した折衷法が行われるようになった。温暖育は明治後期になると一般化する。

明治十一年(一八七八)には兵庫県養蚕伝習所が養父郡養父市場村に設けられた。その頃桑園の刈桑仕立法が導入されたが、但馬地方は地勢の關係上立木桑が主力をなし、刈桑栽培にあまり進展はみられなかった。また兵庫県では明治十二年(一八七九)養蚕巡回教師をおき、その指導に当らせるなどし、かくて次第に養蚕の発展をみるにいたった。

第一部 明治前期

表14 城崎郡養蚕業の発展(但馬学習参考資料)

年次	養蚕戸数		桑園面積		繭生産額	
	戸数総計	対農家比 総数	総計	一戸当 面積	総額	一戸当 平均
明治20	7,143	68%	666.8509町	0.09町	3,769石	0.53石
明治30	6,626	68	1387.1	0.21	5,698石	0.86石
明治40	5,515	65	1798.3	0.33	11,313石	2.05石
大正10	5,578	61	1806.8	0.32	16,063石	2.88石
昭和5	5,939	66	1703.2	0.29	264,417貫	44.5貫
昭和15	4,547	55	1325.9	0.29	170,892貫	37.6貫
昭和25	2,186	23	251.19	0.11	28,368貫	13.0貫

明治初期頃は1石=約7貫

明治前期の製糸業

幕末安政開港以来最も重要な輸出品は生糸(細糸)であった。政府はこの生糸生産のた

め、明治三年(一八七〇)前橋製糸所を設置し、明治五年(一八七二)には富岡製糸場を設け、フランスの機械設備を輸入し、フランス人技師を招いて、士族の子女約二〇〇人に製糸技術を修得させた。但馬からは出石藩より二五人の工女が派遣された。明治七年(一八七四)には、出石郡赤花の橋本龍太郎は大工を伴い富岡製糸場を視察し、伝習を受け、蚕種、桑苗と共に座繰器械を持帰り、赤花村に製糸工場を建設した。これが但馬における最初の製糸工場であった。

この間において関東奥羽方面では、精良な輸出生糸(細糸)の生産に努力した。また蚕種の輸出も盛況となっていた。しかし蚕種の輸出は明治七く八年を境として下降し、明治十七く八年には全く杜絶してしまった。

但馬における生糸生産は内地売りの太糸を生産し、輸出用細糸の生産には少しも努力せず、明治十七く八年頃まで安易に過したため立ちおくれになってしまった。これが原因について『三丹蚕業郷土

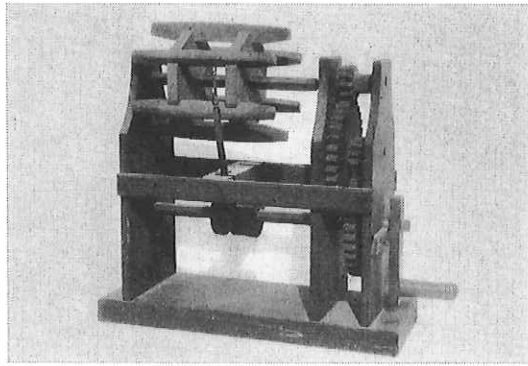


写真47 ざくり (豊岡市立郷土資料館蔵)

史』は次のように述べている。

1 三丹地方の人は一般に進取の気性を欠き、何事にも消極的である。

2 藩政時代小藩分立し有為の人材なく、財政窮乏して、産業の奨励に余裕がなく、支配階級の指導を欠いていた。

3 丹後・西陣等の機業地を控え、内地糸が常に円滑に売れたため、品位のやかましい、早く金に換らぬ輸出糸製造を好まなかった。

4 生糸輸出港の横浜に遠かった。

5 地方の資力が貧弱であったため、いつまでも小規模な家内工業として営まれ、工場経営に移るのが遅かった。

6 当時は蚕種の輸出が盛んで、優良種は輸出に廻され、蚕種本場の福島方面においては、但馬、丹波、丹後地方に対しては「三丹く

だし」と称して、最も品質粗悪な蚕種を売りつけていたため、原料繭が甚だ粗悪であった。

7 今まで手近にあった生糸市場も政治の中心も東に移り、刺激を受けることが弱くなった。

8 藩政時代の自給自足の習慣を脱せず、生活必需品である米麦作や綿作を第一とし、耕地も少いため、養蚕はこれら作物に適しない山地及び河畔の荒地等に行われるのみであった。

ことなどが挙げられている。

表15 全国機械製糸工場数(10人繰以上・明治12年)

府	県	工場数	府	県	工場数	府	県	工場数
長野	野	358	熊	本	4	岩	手	2
岐	阜	143	岡	山	4	福	岡	2
山	梨	80	神	奈	4	鹿	島	2
山	形	11	崎	川	3	京	都	1
群	馬	11	兵	玉	2	栃	木	1
福	島	10	三	庫	2	高	知	1
愛	知	6	東	重	2	千	葉	1
石	川	6	秋	京	2	大	分	1
静	岡	4	滋	賀	2	新	潟	1
						合	計	666

(『三丹蚕業郷土史』より)

明治十年代における但馬の製糸業は、先進地方よりおこなわれていた。明治十二年(一八七九)の機械製糸工場府県別数をみると、長野、岐阜、山梨三県が最も多く全体の八八%を占めている。兵庫県は僅かに二工場しかなく、京都府は、一工場しか設立されていない状態である。(表15)

その頃但馬では、明治十年(一八七七)には南谷村小倉寛一郎が機械製糸を設立した。明治十一年(一八七九)姫路大日磾製糸工場が兵庫県に移管されたが、明治十二年(一八七九)これを兵庫県模範製糸場として城崎郡日高村久斗に移転した(四八八繰)。これより先き富岡製糸場で技術を修得した工女二五人は、明治十一年(一八七八)帰国して赤花の橋本製糸場と久斗の兵庫模範製糸場に分遣され、その技術を発展させることになった。明治十五年(一八八二)粟鹿村日下安左衛門が機械製糸場を起し、この頃村岡の池田甚作、山口村の太田垣義亮も製糸場を設立した。明治十四年(一八八一)には出石、豊岡、村岡の三旧藩士族一七〇余名が連合して拈産社を設立し、兵庫模範製糸場の払下げ運動を起し明治十六年(一八八三)に実現した。明治十九年(一八八六)には八鹿に器械製糸場が設立されて、但馬の製糸業は急激に発展していった。但馬は丹波、丹後に比較して器械製糸が最も早く、しかも大規模に始められ、座繰製糸も比較的早く普及したとされるが、この発展は但馬の養蚕業先進地としての伝統

表16 明治3年商業調査

	生糸商	繭製糸商	繭買入商	蚕種売買商	牛博勞	奉公人婢	奉公人子守	水車営業
伊 福	7	6		1		4	2	
日 置	1		2	1	1		2	
久 斗	4		2	2	1	1	5	
道 場	1		1		1			
夏 栗	1		2	2	2			
久 田	4		4					
岩 谷	1					1		
祢 中							1	1
宵 布						4		
江 田								
原 田								
計	19	6	11	6	5	11	10	1

(森垣文書により作成)

表17 明治22年営業税調(会議録)

	商業	工業	理髮	飲食店	雑業
日高村	291	146	2	10	
22年					
三方村	230	128		8	
22年					
国府村	141	80			23
27年					

造業等があった。これらの発展状況については詳しく知り得ないが、『八代村史』には工業について、「職工トシテ数名の大工・木挽アリ。普通農閑期ヲ利用シテ行フモノニ柳行李ノ製造アリ。コレハ谷村ニ最モ多ク附近ニ多少製造ニ従事ス」とあり、明治三十五年の柳

の力と、出石、豊岡、村岡三藩の士族の努力と、丹波、丹後にあまり例をみないような富豪が多く大規模で積極的な経営を行ったことによるものという。

第四節 商工業の発展

明治前期の商工業

わが町域における明治前期の商業には、諸物品の小売、行商、露店、繭商、生糸商、蚕種商、牛博勞等があった。工業には大工、左官、石屋、木挽、いかけ屋、柳行李製

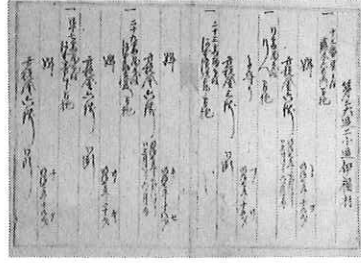


写真48 伊福村婢子守、人力車、カゴ税上納者調 (森垣剛文書)

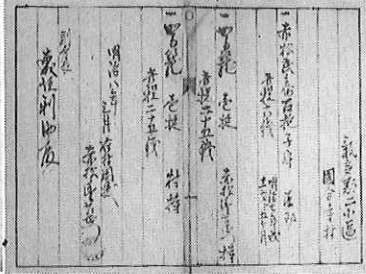
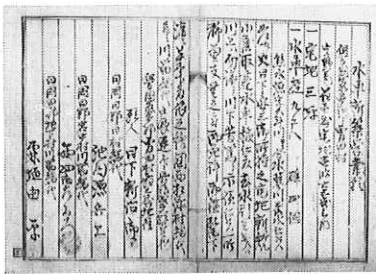


写真50 水車新築営業願

写真49 国分寺村子守カゴ税上納者調

行李生産数量は九七〇個（一八〇円）、製造戸数一二戸、人員一四人となっている。商業については、「全村を通ジテ十余戸アルノミ、コレ等ノ商店ハ、本村内日用品ヲ供給スルニ止マリ、酒、煙草、菓子、砂糖、石油等ヲ主トス。其他呉服ノ行商人・棹買、古董（骨董）商アルモ、多く農ヲ本位トシ、其間暇ヲ利シテ行フノ「ミナリ」とある。また『西気村誌』には、「古来ヨリ副業トシテ鍛冶、下駄、石工、板屋根、提灯、傘屋等アリ」と記している。

明治三年（一八七〇）上気多^{かみけた}各村の商業調査表（表16）によれば、養蚕製糸関係では、生糸商が一番多い。製糸は各家々で行うものが多くこれを買い集める生糸商が各村々にあった。繭の買入商も多かった。蚕種は但馬外の生産のものもあったが、但馬国内産のものが多く販売されていた。牛博劣（仲買人）は日置、久斗、夏

行李生産数量は九七〇個（一八〇円）、製造戸数一二戸、人員一四人となっている。商業については、「全村を通ジテ十余戸アルノミ、コレ等ノ商店ハ、本村内日用品ヲ供給スルニ止マリ、酒、煙草、菓子、砂糖、石油等ヲ主トス。其他呉服ノ行商人・棹買、古董（骨董）商アルモ、多く農ヲ本位トシ、其間暇ヲ利シテ行フノ「ミナリ」とある。また『西気村誌』には、「古来ヨリ副業トシテ鍛冶、下駄、石工、板屋根、提灯、傘屋等アリ」と記している。

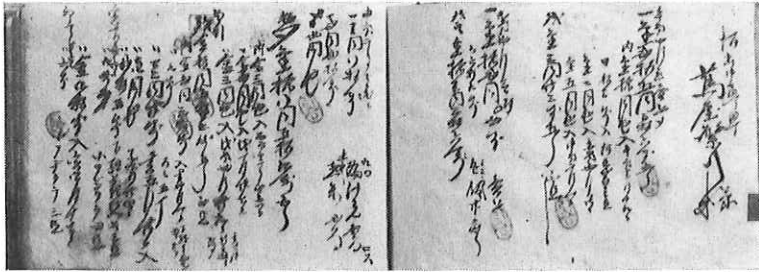


写真51 山田商人中島与吉郎売上帳（中島善則文書）

栗、道場にいた。

商工業者の資料は、明治二十二年（一八八九）の営業税調査によって推測するしか方法はない。この営業税調査表（表17）によれば、日高の場合は、商業者二九一人、工業者一四六人、理髪二人、飲食店一〇人となっており、三方村、国府村の場合もこの表でわかる。

明治前期の商工業は、江戸時代の延長であって、農村の副業的なものであったといえるが、急速に発展しつつあった。

山田商人の活躍

積雪地帯農村の副業として特色のあるものに、麻などの行商がある。『西気村誌』によれば、山田村の商業として、「享保年間ヨリ農ノ副業トシテ、麻の行商人アリシモ、安永ノ頃ヨリ三備（備前、備中、備後ノ岡山県）防長（周防、長門ノ山口県）和泉（大阪府）方面へ行商スルモノ四、五名アリ。漸次発達シテ近來ハ麻、柳行李、真綿行商者二十名アリ。山陰、山陽、四国、九州、畿内、東海、朝鮮各方面へ行商スル盛況ナリ」という。積雪農閑期の副業としての行商人が多くあり、山田商人といわれていた。

西気地区水口村の中島与吉郎は、明治十七年より二十四年までの雜貨行商

の売上帳を残している。これによると、積雪期の行商で、十二月より五月に至る長期間にわたっている。その行商雑貨は、布・真綿、はり箱、弁当箱、糸類、手繩、細引、荷繩、手綱、曆、入子文庫等で、販売先は四国が多く、丸亀、多度津、琴平、志度、善通寺、坂出の街々であった。

職人の労働賃銀

慶応四年（一八六八）三月に、久美浜代官所領の村々で郡中立会で評定の上、郡中規定として取りきめた職人手間賃は、次のようなものであった。

大工、桶屋、木枕 <small>こびし</small>	九匁
左官、畳屋、黒鍛 <small>くろくわ</small>	十匁
屋根屋、掛切日雇	八匁
日雇	四匁
掛切黒鍛	十四匁

（黒鍛くろくわ、というのは荒地開墾普請などの雑役人夫のこと。掛切かきぎり、というのは本人弁当持参の者のことという。）

同じ年の十二月五日付で、久美浜代官所へ提出すべく、村内における職人と商人の鑑札下附を願ひ出る者を取調べた調書が殿村にあるが、それによると次のような職人と商人がいた。

木枕三人、ばくろう、商人、くろくわ、左官、みの売り、各一人ずつ。（多田文書）

明治九年（一八七六）一月二十三日付で、但馬国第三大区の公定の職人日雇賃銀として、第四小区長にあ

てて発せられた通達によれば、次のとおりである。

大工、木椀、桶屋、左官、畳職、十三銭	掛切	十八銭
石工	十六銭、掛切	二十銭
黒鍬、上等	十六銭、掛切	二十一銭
同、下等	十三銭、掛切	十七銭
日雇稼	六銭、掛切	十一銭
瓦職	十五銭、掛切	二十銭
草屋根	十一銭、掛切	十六銭
板屋根	一坪に付三十銭	
人力車夫	一里 八銭 夜道	十四銭
髪結(つみそろえ)		六銭
髪結		二銭
髭		一銭

これらの日当賃銀は、区内の戸長が協議の上で決定したもので、完全な統制賃銀であった。

純農村地帯にあって、次第に、日雇の賃銀労働に従事する者、あるいは商人や職人に専業に従事する者が増加していったのであるが、その著しい発展は明治後期においてまとめて紹介することとする。(第八章、

第四節、むらの構造、勢力の弱かった零細商工業者の項、表33、日高村、地方税營業者及年税額等級別人数
一覽表（商業の部）、表34、同（工業の部）、表35、同（雜種の部）参照

第六章 治水防災と交通通信

第一節 道場堰と蓼川堰

道場堰

昭和三十年代の調査によると、日高町域内に存在する溜池は二一箇所、堰は大小合わせて一一六箇所を数えることができる。中でも、稲葉川の道場堰は三〇〇ヘクタール、円山川の蓼川堰は六五〇ヘクタールの水田を灌漑し、その灌漑面積の広大なことは双壁をなしており、この二つの堰が稲作農業の発展に果たした役割は、必要不可欠の重要生産手段として当地方の農民の生活の死命を制するものであった。そして道場堰にあっては、単に水田灌漑のみならず、その豊富な水量と、水路の落差の大きいことを利用して、水車の運転の動力源となったり、水力発電事業を興したりして、地元産業の振興に大いに役立つている。

蓼川堰は後にのべるように、明治初年以降に計画着工をみた新事業であるが、道場堰はそれに比べれば歴史が古く、江戸時代を通じて既に極めて重要な役割を果たしている。道場堰が、道場村の井堰の取水口から、

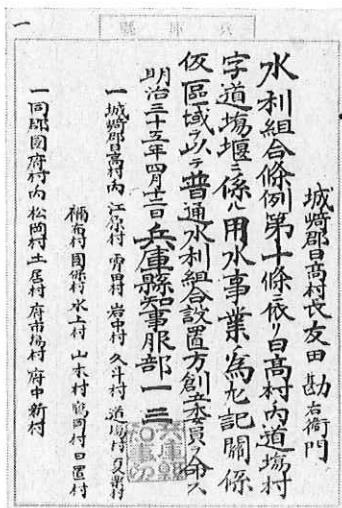


写真53 道場堰普通水利組合創立委員辞令(友田初子文書)



写真52 道場堰水路

池上村の円山川出口まで、上気多一カ村(道場、久斗東組、祢布西組、石立、国分寺、岩中、地下、宵田、

江原、日置、伊福)、府中九カ村(松岡、土居、府市場、府中新、堀、池上、野々庄、東芝、上石)、旗本小出領四カ村(祢布東組、水上、山本、西芝)、生野久美浜領二カ村(伊福、久斗西組)、以上総村高合計五八三九石余の田地に対し用水掛りの役割を果していたことは、既に上巻、第十一章、第一節、井堰と用水路、の項でふれられている通りである。

明治時代に入ってから、道場村と関係部落による広汎の維持管理のために、道場村と関係部落による広汎な組合が作られていた。その名称は「道場堰株組合」とよばれていた。この組合には「関守料」という名目の関係部落に賦課する収入があり、支出の費用には「堰修繕」「水路、川ざらえ(川浚費)」「堰守給」「堰切り、水引費用」「道路修繕」「水門修繕」「会議費」その他のものがあつた。

明治二十二年(一八八九)の町村制施行以後は、

日高村、国府村の両村役場において、道場堰の維持管理は行政当局の重要な担当部門となった。そして、明治三十五年（一九〇二）七月、「道場堰普通水利組合」が創立され、この組合が堰及び用水路の管理主体となった。

このとき、従来から存続していた「道場堰株組合」は、関係部落から徴収していた関守料の収入が廃止されようとしたため、猛反対運動を展開し、結局、新設の水利組合から毎年一定額の井堰料の交付を受けることとなった。このときの道場村の村民一同の申し合せは次のような内容である。（要旨）

「 村内一統申合せ契約証

我が道場村堰は、幾十年の昔より、我村の事業に属し、四石有余の年貢を徴し、下流十余ヶ村の耕田に用水を養通して来たが、ここに水利組合条令を發布され、古来の旧慣を脱し、我が権利を失なわんとする惨状を呈している。本年は、当然支払を為すべき年貢も廃止され、庄制的の処置を我村に施すに至り、村民一同忍耐できないので以下の契約を結ぶ。

第一条 道場村堰及び亀甲の普請は、村全体の協議を経、一同が請負する以外は、労役に従事してはならない。

第二条 他村の者が請負う場合は、村民は一人たりとも、いかなる事情があろうとも、その労役に従事してはならない。又、この場合は水門を閉鎖し、使用を厳禁する。但し村民使用の場合は除く。

第三条 前条の場合、竹木、土砂を請負人に売授することを厳禁する。

この結果明治三十五年度の井堰料としては、三六円を交付されている。道場村の固い結束が実を結んだわ

けであるが、なんといっても用水の閉鎖宣言が強力で決定的な効果を發揮したといえる。

明治三十五年（一九〇二）に制定された「日高村字道場普通水利組合規約」は次の如き内容を定めている。

「組合の区域は、日高村の中、江原、宵田、岩中、久斗、道場、夏栗、祢布、国保、水上、山本、鶴岡、日置（二ヶ村）、国府村の中、松岡、土居、府市場、府中新（四ヶ村）であつて、日高村から一二名、国府から六名の議員を選出し、ほかに五名の委員を置き、委員は、堰及び水路工事の設計監督、工事請負、堰及び水路看守、夫役及現品受渡、などの事務処理に當ると共に、組合員（区域内田地所有者）に対しては、地価割、反別割、夫役の三種類の組合費を賦課し、夫役を出さぬ者に対しては賃錢に換算して徴収する。」

道場堰の普通水利組合の組合員資格は組合議員選挙および組合費賦課の条件となるものであつたが、組合員資格は田地所有者に限定し、宅地所有者を除外したため、選挙と組合費賦課の管理者の処分を不当として宅地所有者も含めよとの田地所有者からの訴願が出された。

道場村伊原徳太郎、山本村井垣鶴次、夏栗村成田喜代蔵の三名を代表とした三ヶ村の農民六〇名は、まず城崎郡参事会と城崎郡長内海忠誨に対し、明治三十六年（一九〇三）二月に訴願を提出した。これに対し、組合管理者たる日高村長友田勘右衛門は、「宅地を除外したのは違法ではなく、宅地は用水により利益を受けるよりは家屋と人から利益を受けるとみる方が當つてゐるし、仮りに宅地も利益を受けるとしても、その調査は頗る困難であり、又実際に田の灌漑に用水が大必要の時期に大障害となるおそれが必然であるから、田地のみに限定して組織したのは相当であり、訴願は全く理由がない」と弁明した。城崎郡参事会はこの弁

明を認め、訴願却下の裁決をした。訴願人らはこの裁決を不服とし、兵庫県参事会に更に訴願したが、こゝでも訴願却下の裁決を受けた。そこで訴願人らはこれを不服とし、内務大臣桂太郎宛に訴願し、「道場堰の用水は數百年來灌漑用水以外にも家事用に使用して來た慣行がある、本用水は田地所有者に限らず、家事用又は工業用にも使用しつつあるから、組合費はこれらの利益者にも負担させるべきである」と主張したが、「宅地は水利組合條例に所謂土地ではない。なぜならば炊事、消防、工業等の用水として利益を受ける者は住居人、家主、工場所有者であり、これは直接土地の利益といえない」として宅地所有者を水利の利益者と認めず、従つて組合費負担義務はない、として訴願却下の裁決が下っている。内務大臣伯爵桂太郎名義の裁決書は明治三十六年十二月二十六日付で発せられた。

その後、道場堰用水が、殖産興業面で果した役割の事例を、以下にかかげておく。

明治四十二年（一九〇九）西岡竹治の願出により水車用樋敷設を五年間許可す。

同年 中江種造代理人白髭浅右衛門に生糸製造用水として五カ年認可す。

明治四十四年（一九一一）水力発電事業用水のため、藤本俊郎外六人に許可す。

同年 生糸製造用水、白髭浅右衛門へ移譲。

明治四十五年（一九一二）生糸製造用水として、奥村鹿太郎へ移譲す。

大正元年（一九一二）水力発電事業用水として、豊岡電気(株)へ譲渡を認む。

大正四年（一九一五）生糸製造用水として郡是製糸(株)へ認可す。

大正八年（一九一九）防火用水及発電用水として郡是製糸(株)江原工場へ認可す。

大正十四年 (一九二五) 製材業用水車のため上田萬藏に認可す。

昭和二年 (一九二七) 鉄道用架橋工事のため、出石鉄道(株)に對し許可す。

昭和四年 (一九二九) 精米用水車のため、久斗、成田梅治に對し許可す。

昭和五年 (一九三〇) 豆腐製造用水車のため、久斗、上坂品造に對し許可す。

昭和七年 (一九三二) 久斗共同精米用水車のため、安田吉三外六名に對し許可す。

昭和十六年 (一九四一) 宵田部落農會外三カ部落共同作業場用・水力タービン設置のため許可す。

このようにして道場堰はその用水をめぐって、一大水利地域共同体が形成されてきた。

水力発電への利用としては、結局昭和三十二年(一九五七)に岩中水力発電所建設に際し、その取水口として道場堰が大改築されるまで、その実現は持越された。

現在道場堰は、コンクリートで改修され、整備されて、変ることなく農業生産の大動脈として役割を果しつつけている。

道場堰普通水利組合は、昭和三年(一九二八)十月に至り「用水特別使用規程」を設けた。その設定の理由書の中で「従来より道場堰用水を使用し營業をなすもの其他自家用に利用するもの多数あり。尚將來、之を利用せんとするもの益々多からんとす。而して彼等利用者は毫も本組合の経費を負担することなくして反つて本組合灌漑上最も必要の時期に障害となること尠しとせず。今に於て之が取締の方法を講ずるにあらざれば、其の弊害計り知るべからず。依つて茲に取締の方法を講ずると共に、相当の料金を徴収して本組合水路の維持修繕費に充当せんとす。」とのべられているが、その取締の方法としては、用水を使用しようと希

望する者は使用目的、期限を実地明細図面を添えて組合管理者に願出て許可を受けることとされ、用水使用料は次のとおり定められた。

- 一、水車搗臼 一個に付、一ケ年金二〇銭
 - 二、水車挽臼 一個に付、一ケ年金一円
 - 三、製糸鍋 一鍋に付、一ケ年金三〇銭
 - 四、糸捻錘 一本に付、一ケ年金三銭
 - 五、精米機 一台に付、一ケ年金二円五〇銭
 - 六、糶摺機 一台に付、一ケ年金二円
 - 七、発電力に使用するもの 一キロに付、一ケ年金二円五〇銭
 - 八、その他水車により用水を使用する機械 一台に付、一ケ年金一円五〇銭
- 但し公用に供するものは使用料を免除することができる、とされた。

明治三年（一八七〇）久美浜県知事伊王野次郎左衛門の時代に、中筋の引野村の赤木甚太夫並に

蓼川堰

伏村の白髭初右衛門が幹旋役となり、円山川の洋々たる本流を東西に中断してせきとめ、上郷部落に水を引き入れ中筋村一帯に灌漑用水として供給するための「蓼川堰^{たでかわいせき}」が、官費によって設置された。

この井堰は東端は上郷村に起り、円山川を横切り、西は松岡村に達している。このあたりは、平安時代の金葉和歌集にのっている但馬国司・源頼光とその妻（相模の母）が連歌に詠んだ有名な和歌「あさまだき、

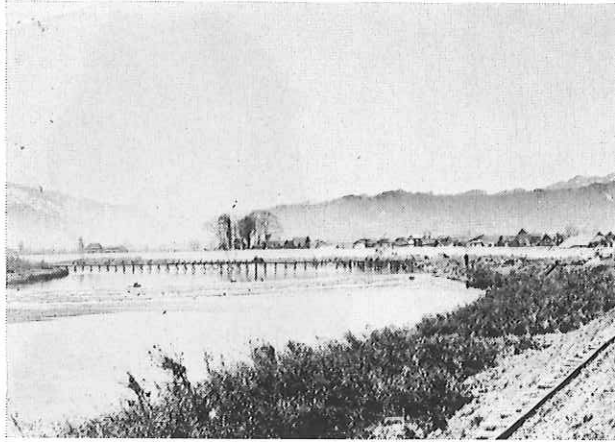


写真54 蓼川堰全景（土居）（赤木誠一提供）

からろの音のきこゆるは、たで刈る船の過ぐるなりけり」の歌枕となったところを想起させ、高田郷にあった但馬国府の館の前のけた川が朝もやに煙り、暁のしじまの中に、蓼を積んだ船の櫓音が聞えてきた、という場面を眼前にほうふつとさせるところである。設置された井堰の名称が「蓼川堰」と命名されたのも故なしとしない。

この堰から取水された用水は、円山川以東の中郷、引野、土洩、加陽、伏、八社宮、清冷寺、の中筋地区の村々の田地を灌漑し、又その畑地を水田に変えた。用水溝（通称新川）の長さは約二里（約八キロメートル）に及び、灌漑耕地面積は二五〇町余（二五〇ヘクタール）に達した。

この井堰の工事は、明治維新の黎明にあつて計画された大きな大工事であつたが、当時の土木技術水準からみて極めて難工事で、セメントはまだなく、粘土の中に小石を入れ、その上に切石を据え、横に石をつなぎ、上に石を積み上げ、左右上下を小石まじりの粘土で結着して慎重に作業を進めた。堤防と井堰には適度の曲線をつけて水圧に対する強度を保ち、ナマズ口、舟通しなどの設計も合理的で、その完成は極めて高く評価されねばならぬものである。



写真55 気城新渠之碑（堀）

昭和期に入って、赤木一雄中筋村長と長沢政太郎国府村長との共同責任で、再三にわたり部分的修理工事が実施され、セメント工法をもって補強されている。

蓼川堰による円山川東部への用水は、以上にのべたとおりで、その水路は上郷部落を通過しているけれども、水利権は、中筋地区が主たる権利者としてこれを確保した。上郷村では、一部耕地につき灌漑が認められたにとどまった。

これは対し、蓼川堰の用水を円山川西部にも広げて利用する計画が、明治九年（一八七六）から試みられた。これは国府村がはじめ提唱し、八條村がこれに賛成し、土居から小尾崎までの用水路が、府中新、堀、野々庄、池上、西芝、東芝、上石、上佐野（以上気多郡）、佐野、九日市上ノ町、同中ノ町、同下ノ町、妙楽寺、小尾崎、大磯（以上城崎郡）の各村の耕地を灌漑し、明治十一年（一八七八）までに完成した。この用水により高生（たかう）たんの利用に飛躍的な発展がもたらされた。気多郡の八カ村は府中組と称され、城崎郡の七カ村は八條組と称されていたが、更に明治十六年（一八八三）に至り下流の城崎郡の野田組が灌漑用水の延長、分水を申し出た。野田組の範囲には、永井町、新屋敷町、小田井町、六地藏村、船町村、宮島村、中陰村、上陰村、高屋村、正法寺村、などが含まれているが、府中組、八條組、野田組の三者協議結果の、新渠の延長が認められ、翌明治十七年（一八八四）に完成をみた。



写真56 蓼川水路改修碑（堀）

明治三十九年（一九〇六）八月、旧国府村役場内庭園に、「気城新渠之碑」が建立されているが、その碑文中には、次の如く叙述されている。（原漢文、意識）

「……此の工事たる、年を経ること九年、通過する村数は二十六、その間物議百出、事まさに敗れんとすることしばしばにして、父老も郡長も、苦心焦思、百方説諭、漸く完成に到る。渠の長さは一万八千間、灌漑する所は四百余町、是に於て水田大いに開け、稲が豊かに穰り、早ばつの憂いは二度となくなったのである。……」

この気城新渠は、昭和二十四年（一九四九）から昭和二十九年（一九五四）にかけて改修工事が実施されている。昭和三十三年（一九五八）に建立された「蓼川水路改修碑」が堀地区の旧国府村役場前の道路上に立っているが、それには次の如く刻まれている。

「蓼川水路は明治九年起工以来、逐年延長し、明治十七年土居より宮島、中陰に至る水路を完成せるも、年月の経過に伴い荒廃甚しく、遂に下流地区は機械揚水の止むなきに至る。然れども自然流水に及ばず、水路改修の声漸く高く、有志相諮り陳情の結果、昭和十四年四月、県営工事として幅員二・二米、深さ〇・七米の水路コンクリート舗装に着工、昭和二十九年三月、土居より一日市に至る幹線水路一万余米を完成す。

総工費五千二百万円。内、地元負担二割五分、受益面積四百余町歩。工区広範にして幾多難関を経たれども、土地改良区設立による全地域の団結と、農業水利事業発展のため、遂に完工す。沿岸農民永遠の福祉なり。組合員一千、ここに碑を建てて記念とす。」と。

実に農業用水は、農業の発展、農民の生活の死命を制し、死活の鍵を握る生産手段である。農業に生きてわれわれの祖先たちの心血を注いで築きあげた偉大な遺産の恩恵を、更によりよいものとして、後世の子孫に残し伝えるべき重大な責務があることを、蓼川堰工事の歴史はわれわれに強く語りかけている。

上郷村の掘抜訴訟

上郷村の歴史上空前の重大事件とまで称せられたのが、明治二年（一八六九）に端を発して以来約一〇年間に、村中をまき込み、明治十二年（一八七九）に至ってやっと終止符を打った坂口山用水路掘抜訴訟事件である。この事件の詳細は故坂口憲修氏の手により研究がまとめられ、国府村誌下巻第三章第十一節においてくわしく紹介されている。ここではその概要をしるしておこう。

上郷村は昔から用水不足で水田が少く、耕地の割合は田と畑が相半ばする状態であったため、水利を開発して灌漑用水を十分に引き込み、米作の生産高を増大させることが、豊かな富んだ生活を求める村民の絶えることのない念願であった。この目的を達するため、上郷村の地理的条件から、円山川本流の河水を、隣村伊福村（現在の鶴岡）の字、八幡下から用水路を取り入れ、坂口山と称する高さ八丈余（二四米余）、横幅およそ一〇〇間余（一八〇米余）の中腹を、字多田谷口たのやぐちから字小坂口へかけてトンネルの水路を掘り抜き貫通する企てが論議に上ってきた。

明治二年（一八六九）にこの掘抜計画の実現につき、地元地主達が賛同の決議をし、気多郡羽尻村阿瀬の銀山師長田庄造がこの掘抜土木工事を請負い、明治三年（一八七〇）一月から作業に着手した。請負の条件は、「掘抜普請、縦三尺三寸、幅一尺八寸、奥行六尺（一間）の工賃を基礎単位とし、地質が土質の箇所は一間につき藩札三五〇匁、石質の箇所は一間につき藩札七〇〇匁」となっていた。

小坂口から約一六間程掘進んだところ、堅い岩石にぶつかって、工事は難航しはじめた。しかし七、八月頃には掘抜は二五、六間ばかり進んだが、いよいよ作業は困難になった。長田庄造は再三にわたり工費の値上げを要求したが、村方は頑として応ぜず、結局、芝村谷岡弥三治、田ノ口村太田武左衛門、佐田村小田垣三郎右衛門が仲介し、一間当の請負賃を、出石豊岡村岡三藩通用札一貫三五〇匁と値上げを取りきめ、九月から工事を再開した。そして翌明治四年（一八七一）七月までに約七〇間（一二七米余）ほど掘抜き進んだ。しかし、工事完成の前途は見込み立たず、工事請負人の長田庄造側は請負代金の支払を受けられぬまま、立替払の赤字が増大する一方で、とうとう工事を投出してしまった。

明治七年（一八七四）二月になると、長田庄造は、豊岡県に対し、上郷村惣代古橋三郎兵衛、植村甚左衛門の兩名を被告として「請負賃滞督促の訴」を提起した。この時の請求金額によれば、「七〇間切立、但シ一間一貫三五〇目ニ付、此切立賃九四貫五〇〇目。下地切立一六間、但シ一間七五〇目ニ付、此切立賃一二貫目」合計一〇六貫五〇〇目で、金一円に付札一四〇目の換算両替率で計算すると、七三九円五八錢三厘三毛となるという。上郷村は驚いて、強く争おうとしたが、結局和解のため一旦訴訟は取下げられた。しかし、その後も上郷村は全然請負代金を支払わず、請負人側は工事の施行に取りかからないまま日時が徒らに

過ぎていった。

明治八年（一八七五）五月に至り、長田庄造側の請證人太田武左衛門、小田垣三郎右衛門の兩名が、上郷村を被告として相手取って豊岡県に対し「賃錢請求の訴」を提起した。この時は、結局、長田庄造も手を引き、小田垣三郎右衛門も手を引き、工事請負一切を田ノ口村の太田武左衛門が引受けることとなった。長田も小田垣も、すでに身代は分散し、一家は経済的に破滅してしまっていた。やむを得ず難工事を一身に背負わされた太田武左衛門は、工夫二人を雇入れ、現場にあって坑道の掘抜作業に必死の努力を注いだ。工事は仲々進捗しなかった。

明治九年（一八七六）二月二十二日、午前八時頃から、これまでのいきさつに業を煮やした上郷村惣代赤木理右衛門が、村方の者数名を引連れ指図して、上郷村小坂口分に建設された工用溝渠のうち自己所有地通過分二五間の埋立にかかり、三日がかりで遮二無二これを埋没してしまった。ここに掘抜工事は完全に挫折し、遂に二度と再開されることはなかった。

掘抜工事の後始末のため、田ノ口村の太田武左衛門から、上郷村の古橋三郎兵衛、赤木理右衛門兩名を被告として、豊岡県に対し、明治九年（一八七六）三月二十四日付で「掘抜約定違約ニ付賃錢要求ノ訴」が提起された。請求金額は九三二円一〇銭。この訴訟の途中で豊岡県は廃せられ、裁判は神戸裁判所姫路支庁に管轄が移った。

明治九年四月から十月までの間に上郷村の豊岡県への出頭回数はいくつ、明治十年二月から六月までの間の姫路支庁への出頭回数は四六回に上ったと記録は伝えている。

一審判決は「原告ノ請求スル現場掘抜タル部分ノ賃銀ハ被告村（上郷）ヨリ相払フベキモノ」との原告全面勝訴となつたが、敗訴となつた上郷村はこれを不服として大阪上等裁判所に控訴し、明治十年九月から明治十一年二月にかけて係争の結果「赤木理右衛門ノ妨害行為ニ対シ、損失ノ償ヲ請求スルハ格別、ソノ所為ニヨリ請負賃銀ノ支払ヲ請求スル太田武左衛門ノ申分ハ相立タズ」として裁判は一転して上郷村に逆転勝訴判決が下つた。

太田武左衛門は、敗訴の結果、莫大の負債を負つたまま倒産した。一方勝訴した上郷村も、掘抜工事の目的を達成することができず、村民年来の願望は空しく消えた。

時は移つて、明治三十七年（一九〇四）三月に再度掘抜工事の起工への努力がみられた。上郷村地主総代は一致結束し、出石町の請負人西田茂造、西脇幾造らとの間で請負工事契約を締結し、兵庫県知事服部一三に対し起工願を提出した。しかし県当局はこれを許可せず、あえなくこの計画は潰え去つた。参考までにこの時の起工願をのせておく。

「 耕地培用水道掘抜起工願

但馬国城崎郡国府村ノ内上ノ郷村字坂口

水道掘抜延長一百三十間余、幅三尺、立四尺。井溝延長三百間余、幅五尺。

但、工事着手ハ許可得タル日ヨリ十日以内、竣工ハ着手ノ日ヨリ二百日間

右ハ本村耕地培用水不充分ニ付、幹流円山川水面間、山腹ノ岩石ヲ掘抜及井溝新設通水セシムルニアリ、過ル明治七年頃一旦起工セシモ、請負者ニ於テ葛藤ヲ生シ其後停止申候処、今般協議ノ上、更ニ起工致シ度

候間、御許可相成度、工事仕様書及図面相添へ関係地主連署ヲ以、此段願上奉候也。

明治三十七年四月二十二日

右上ノ鄉村 願人 植村賢二郎[㊦]

関係地主 古橋孝之輔[㊦]

(以下十三名連署、省略)

L

兵庫都知事 服部一三殿

(添付書類)

工費計算書

(材料) (員数)

(単価)

(金額)

火薬	一一〇貫	三円五〇銭	三六〇円
通火	二八〇抱	三〇銭	九八円
工夫	九六〇人	四〇銭	三八四円
人夫	一、三七〇人	三二銭	四三八円四〇銭
土管	径一尺三寸 一一〇間分	二円七〇銭	三八四円
切石	尺角 二五間分	一円一〇銭	二七円五〇銭
松丸太	末口四寸、長五尺 二〇〇本	八銭五厘	一七円
潰地	畑二反	坪四〇銭	二四〇円

計
右ノ通候也

一、八八八円九〇銭

願人 植村賢二郎

兵庫県知事 服部一三殿

国府村誌はその章を次の言葉で結んでいる。

「この掘抜事件に際し、かかる長期間を要して、裁判のための裁判に明け暮れることなく、専心、掘抜完成に腐心して、請負業者と村方と、協力して一体となり、一筋に努めていたならば、必ずや完成実現は間違いないであらう……水利、水防、産業、経済、村民生活全般に大いなる至便と向上とを与えて呉れていただろう……時移って、掘りかけたままに放置されている未完成の通洞は、苔に埋れて静かに横たわっている。再度、手を下して、力強い建設の槌音を轟かせて、完成の域に達して貰いたいと祈るや切である。」と。

第二節 治水対策の進展

年中行事の大洪水

慶応二年（一八六六）八月に起った大洪水の模様について、松岡、土居、堀、府市、場、府中新、野々庄、芝、上石、池上の国府地区九カ村から生野代官所へ差出した報告書の中には次のような要旨の記録がある。

「右の村々では去る八月六日から七日にかけて大風雨洪水があり、円山川本流の大川筋は申すまでもなく、

支流の谷々までことごとく出水し、河流の囲土手、堤切込みは大破し、人家へ水が押寄せ、耕地は一円が水押、冠水の状態となり、多くの損地が出来ました。府市場村では百姓八軒、非人番一軒、茶せん三軒の合計十二軒、松岡では百姓四軒の家屋が流失し、その他土蔵や物置なども流失したものがあり、まれなる大洪水のため村々一同心痛当惑しています。云々」

明治四年（一八七一）六月十八日夜起った大風雨の際の被害状況については、気多郡府中組の上石村外一四カ村から久美浜県御役所へ提出した報告書に基づきのような要旨の記載がある。「当地方の田植は十八日まではまだ全部仕舞かねていたところへ洪水となり、田も畑も一面に水かさを増し、所々で土手が切れ、所々で山崩れがおこり、田も畑も大荒れで、石や砂が押入り、用水路の堀割も泥で埋まり、如何とも致し方なしと一同歎き悲しんでいます。云々。」

このような水害の光景は、明治時代に入ってから相変らず年中行事的にみられた。自然の猛威の前に、天災を人災として喰いとめることが可能な時代の到来に向って、更に人びとの懸命の努力と、たゆまぬ前進が続けられねばならなかった。

円山川流域の水害治水対策

わが町の水害発生地域は、円山川本流域の氾濫を最大とし、支流の稲葉川、八代川の流域がこれに次いでいる。これが対策としての大規模な治水工事計画は、大体の傾向をいうならば、まず城崎・豊岡など円山川下流地帯の治水堤防建設計画から優先的に取上げられてゆくために、わが町は順番があと廻しとなり、決して万全の措置を実施することができなかつ

た。しかも流域の村々はいずれも対岸や上流や下流の堤防が強化される場合には、それにより相対的に自己の河岸の堤防が弱体化しその決潰が促進される結果となるため、これに反対する立場に廻ることが少くなく、問題は決して単純ではなかった。

円山川本流沿いの部落の中で、赤崎、浅倉、岩中、宵田、江原の河岸には今日に至るまで本格的な堤防はない。明治時代の末期から逐次、松岡、上郷より下流の部分に堤防が建設される運びとなり、昭和に入ってから漸く鶴岡、日置に堤防が建設をみるに至るわけであるが、これは国府地区以北の円山川下流地帯の豊岡盆地の中央部と北部の立地条件が水害に対して格段の劣悪条件にあることが影響しているのである。

三郡治水組合

円山川治水の沿革については、『円山川治水沿革誌』に詳説されている。それによると円山川治水の沿革は、最初に出石、気多、城崎の三郡治水組合の設立にはじまり、明治後期には町村治水組合に変わり、最後は治水期成同盟会が設立されて大正期をむかえるが、これらに加入したのは旧国府村だけで、旧日高町は加入していない。広大な円山川治水は、下流地域が優先的に進められ、日高地区が最終の順番になっているのが現実の姿である。

明治十五年（一八八二）出石郡と中筋村にかかわる大保恵堤防を県が改修したことが、治水組合設立の端緒となった。この堤防の対岸の上流・下流の地区民は、この堤防の改増修に猛烈に反対した。明治二十一年、二年頃になって、この紛議を解決するには、円山川・出石川治水に関する測量を実施することが必要となり、円山川、出石川治水に関する測量費聯合会を組織し、測量要領を定め経費予算一、四三〇円強を計上し

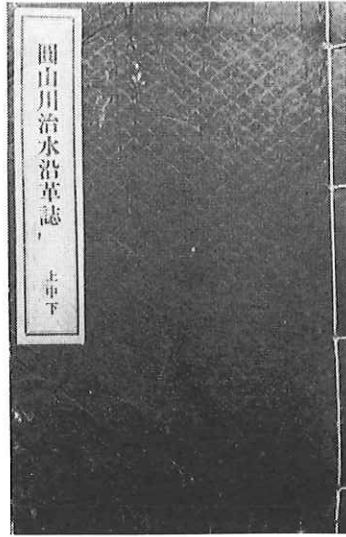


写真57 円山川治水沿革誌

た。測量区域は、円山川は上流は松岡近傍から下流は津居山まで、出石川は出石町までとし、明治二十四年測量に着手、翌二十五年末完成した。この二河川改修は大事業のため、県事業に移して実施さるべきだとして、県はこの測量費を联合会に還付した。測量の目的を達した联合会は直ちに解散した。

明治二十六年（一八九三）水害の特に甚だしい国府村西芝は、県令土木起工順序の規定によって、堤

防修築に着手されることになった。ところが対岸の村々では、西芝堤防が完固になれば、我が堤防は決潰するだろうと、大反対の声をあげ紛争が続いた。これが解決のため、三郡交渉会をつくり、大乗的見地に立つて、堤防修築の件、施行方法等について、関係町村が立会し熟議評定した。その結果（一）円山川（松岡—三江）と（二）出石川区域に分けて、右二区域は双方とも治水上の工法に照らし、これが均衡を保つべき堤防を修繕すること。工事は現況により施行の緩急を斟酌するは県知事の度内に在りと雖ども、其の工事の箇所相對するものは、兩岸同時に起工する方針を以て、双方より相当の設計を定め、其の実施を申請することを稟請した。三郡交渉は一応の成功を収めたので、最初のような紛議を再び起きないよう、関係町村会の議を経て、「城崎郡外二郡治水関係町村組合規定」を定めた。この規定は四章十九条からなり、その目的は、円山川及び出石川支流治水に関し、町村の処弁すべき事件を共同処分するものであり、その区域は新田村、八条村、

豊岡町、田鶴野村、五荘村、奈佐村、湯島村、内川村、国府村、中筋村、出石町、神美村、小坂村の一三カ町村であった。

明治二十七年（一八九四）組合会議をもって治水工事七カ所を起工するよう稟請した。それは上郷以北、豊岡町京口橋以南における樞要の箇所で、国府村関係では西芝堤防が含まれていた。これに対し県では、豊岡堀川橋架橋関係だけをとり上げ、他の堤防工事は、一部分の改修ならばかえって大きな害があるとして認められなかった。さらに調査を完了し、治水の大方針を確立してから増改修すべきだということで、県技師の測量が実施された。

円山川治水に関しては、かつて明治二十九年（一八九六）に国会へ請願し、早期着工を願ったが気運が熟さなかった。前述のように県の実施する段階になれば、必ずしも組合を設ける必要はなく、各町村任意の処分に委ねることが適当だということで、明治四十五年（一九一二）一月十日、三郡治水組合は解散してしまった。その後、同年三月二十二日、豊岡・田鶴野・新田・五荘・三江の五カ町村は、町村治水組合を設立した。そして円山川治水工事の焦点は円山川下流地域に移っていった。

第三節 災害暦と防災対策

災害暦

日高町における災害の主なもの、火災と風水害である。明治、大正期における主な災害をまとめてみると次表18のとおりである。

表18 主要火災・風水害年表(明治・大正期)

年次	火	災	風水害
明治 四年	羽尻一九戸焼失		八月十八日、大風水害、松岡三戸流失、知見の道路堤防流失
明治 五年	四月八日、宵田大火、五一戸焼失		
明治 八年	二月十三日、日置八戸焼失 名色の大火		
明治 九年	九月一日、水上四戸全焼		
明治 十三年	十月十八日、山宮一三戸焼失		
明治 十四年	四月十日、山宮の大火六一戸焼失		
明治 十六年	八月十三日太田二二戸焼失		
明治 十七年	浅倉の大火三三戸焼失		
明治 十八年		正月十七日、宵田一七戸、岩中一五戸焼失	
明治 十九年		四月十五日、田ノ口五七戸焼失	
明治 二十一年			
明治 二十二年			
明治 二十三年			
明治 二十四年		二月八代一七戸焼失 三月八代二〇戸焼失	
明治 二十六年			
明治 二十七年			
明治 三十一年		四月、道場八戸焼失、府中新二〇戸焼失	十月、洪水、佐田の常光寺流失 八月十二日、大風、観音寺一一戸、殿村一七戸倒壊

明治三十二年	山本、落雷一戸焼失	八月二十七日、円山川洪水二〇〇戸浸水
明治三十三年	二月八日、宵田二三戸焼失	
明治三十五年	一月十四日、夏栗三戸焼失	
明治三十六年	四月四日、名色二五戸焼失	
明治三十八年		
明治四十年		
明治四十一年	二月十五日、日置一五戸焼失	
明治四十二年	四月一日、日置一〇戸焼失、三戸半焼、頓垣四戸、名色一〇戸、栃本一戸、太田一戸焼失	
大正 元年	鶴岡大火、四五戸焼失、三戸半焼	
大正 二年		
大正 四年		
大正 五年		
大正 六年		
大正 七年		
大正 八年		
大正 十一年	一月五日、久斗郡是工場七棟焼失	
		大洪水、浸水一六九戸
		八月二十四日、大洪水、国府村被害大
		大風雨、九五戸浸水、羽尻三戸倒壊
		洪水、日高村被害大
		十月八日、洪水
		六月九日、洪水
		十月、洪水
		九月十四日、洪水、西気村・国府村被害大
		大洪水、七一三戸浸水

防災対策と窮民救助

前表にみられるように、明治大正期における火災では、二〇戸乃至五〇戸も焼失するような大火災が多かった。風害回数は少ないが、洪水による田畑被害や家屋の流失は非常に多く、四年に一回ぐらいの水害度数を示している。

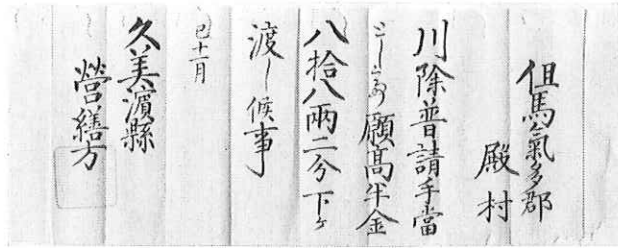


写真58 川除普請手當下渡書(多田辰夫文書)

表19 明治3年西氣多村々難波人調

村	家数	人数	軒		
			猪	子	垣
田	28	114	8	10	34
羽	38	179	11	11	46
広	31	95	48	48	39
森	15	85	10	10	173
知	15	71	13	10	43
石	18	91	13	13	59
太	25	95	17	17	61
名	17	83	15	15	70
伊	21	99	8	15	72
殿	15	41	7	8	30
三	2	10	5	7	29
芝	20	91	11	5	18
			11	11	44

(多田辰夫文書)

常であった。

水害の防除に関する堤防も不完全であり、災害復旧も杭打ち工事や石垣工事などが多く、しかもその費用は村負担が多く、現在のように完全なものではなかった。

新政府となつて間もない明治三年(一八七〇)正月、久美浜県から難民救助の手がさしのべられた。その時における西氣多村々の調査報告書の数字は表19のとおりである。

このように多発する災害防止と救護活動は、主としてその村毎に行われ、総代が指揮に当り、若連中(青年会)などが中心となつて活躍していた。明治初年頃における消防活動は、江戸時代とあまり変らない状態であった。消防器具は纏・梯子・高張・鳶・水桶・大団扇などであり、藁葺の家屋が多くて延焼することが

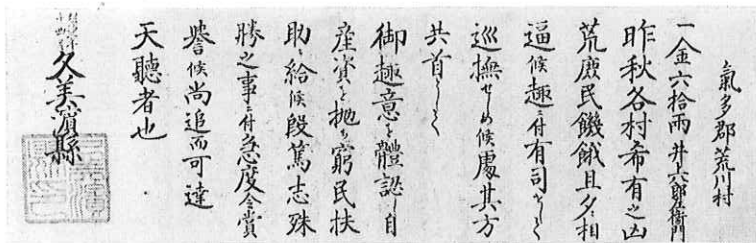


写真61 明治3年 井上八郎左衛門窮民救済賞与状(井上義次文書)



写真62 明治3年 窮民救助御抛出褒状(井上義次文書)

定めるのであるべく多く救恤を差出してほしいと希望した。救恤した者には、左の文面を記した高札の掛板を掲げさせた。

「献金之覚

何村何某

一金何兩

右者今般凶荒ニ付、難渡人江御賑恤御施行相成候ニ付、銘々共申合為奉公奉願上候。村内窮民御救済ニ奉給候者也」

一方救助を受けた難渡人に対しては、

「御救助人 何村何兵衛 家内何人」

と書いた板を戸口に掛けさせた。そして救助を受けた恩義を忘れず、施主の家へ出入の節は、藁草履を用いさせた。但し、後年、身を取り立て、他人を救助した者はこの限りにあらず。と心添えを申し達している。

この年の凶荒救助の献金について、伊府村の

場合は庄屋彦左衛門外一四名で、彦左衛門の二三両を筆頭に総計四八両二分を献金しているが、そのほかの村々でも、重立った層を中心に献金がみられた。

第四節 円山川の舟運

船着場、いと、の変遷

天保十二年（一八四一）三月十日に、八鹿の下流の小田村より出発した湯島入湯の乗合船が中郷で難船し、一八人のうち四人が水死した事件は有名である。四人の死者のうち、大和（奈良県）の者子供二人、播州の者一人、讃州（香川県）の者一人がいた。この難船の場所は、正確には「上郷の八艘齋」（ハサガイハソウがえりのつまったもの）の入り江で起ったものだという。ここは河水が渦を巻いて流れ、多くの船が度々難破したと伝承されている。現在は川筋が変わって陸地となり、ハサガイという字地名が残っている。気多郡における円山川の水運は江戸時代において大いに発達したけれども（本書上巻第十二章第二節参照）川筋自体が相当変動していることはかくの如くである。

円山川沿いの部落では、それぞれ船着場を石積みで作り、これを「いと」と呼んでいたが、かつては人や荷物の乗り降りで賑わったこれらの「いと」も現在では河原の土に埋もれてしまった。かつては人や場は、吉岡良雄委員の調査によれば次のとおりである。以下、上流より下流に順次書き留めておく。

尾川（稲葉川）の渡し……豊岡往來に沿い二十石舟が使われていた。（滝中川の渡し）。ここには明治十二年に尾川橋が出来る。

浅倉のいと……岩ほうきの難所を見おろす岩壁に磨崖仏があり、その下に浅倉のいとが作られた。石仏は明治八年に道路拡幅の際削りとられて路傍に安置されている。

赤崎のいと……浅倉のいと、の円山川本流対岸に作られて、昭和三年に橋が架けられるまで渡船が連絡した。

岩中のいと……山陰線開通までは多くの船が発着した。現在満願寺境内に祀られている子安地蔵は、文化五年（一八〇八）丹後久美浜の石工・藤井和助の制作にかかり、海路津居山を経て円山川をさかのぼり、岩中のいとに陸あげされたと伝えられている。

日枝神社の渡し……岩中、宵田の守り神である日枝神社はもと円山川を隔てた対岸にあったが、不便であったので宵田の竹ノ内に移転している。

宵田のいと……番が下のいと、といわれて、宵田の市の玄関口であった。いとの上に非人番がおかれていた。宿屋も近くに出来た。竹喜旅館は明治九年（一八七六）の創業という。竹正宗など酒造業者の物資集散もこのいとを利用した。

江原のいと……板屋の川いと、といわれた。明治維新以前より、板屋という屋号の塩問屋兼米屋があり、舟運による物資の集散が行われた。山陰線の開通以後、このいとは使用されなくなり、江原駅前の方に新たにいとが作られ、そこを中心に料亭が軒を並べて発展することとなる。そして鮎狩りと芸者遊びの屋形船でいとが賑わった。

日置のいと……酒屋のいと、という。以前は佐平のいと、といわれた。佐平（福富家）は幕末から明治初

年にかけて、運送店兼倉庫業兼酒造業を営んでいたという。佐平のあとをついだ庄兵衛は酒造業を専業とするようになり、酒屋のいと、とよばれるようになったものである。

日置の渡しは対岸の向日置（むかいべき）に渡るために利用され、進美寺詣りのルートとなった。

又、上流から伐り出して来た木材は、この対岸の川原で筏に組みなおし、集散地となっていた。

鶴岡のいと……上のいと、富士屋のいと、清水のいと、中屋のいと、下のいと、養老のいと、などがあ
る。

富士屋は宮村農機具店の古い屋号である。

中屋は藤本俊郎家の古い屋号である。

下のいとは玄武岩を敷きつめ、鶴岡のいとの中で最も大きく立派ないとである。

上のいとと対岸には田多谷のいとがあった。

上郷のいと……頼光寺の西、鶴岡より約二〇〇米のところに、細長い石が並べて積んであるのが埋れている。源頼光の国司の館あとはどの辺であったろうか。このいとは古代史のロマンを秘めた船着場あとといえるかもしれぬ。

伊福のいと……鶴岡の、下のいとと対岸に当る鶴岡橋の下流にあり、出石へ通ずる位置を占めた。

りえんさんのいと……現在の上郷橋のところ、赤木理右衛門宅附近にあった。ここは水深が四米以上もあり、大船が荷役できた。

松岡のいと……上、中、下、の三つのいとがあった。

川舟所有者の鑑札下附



写真63 土居の「いと」付近鮎釣りの情景

土居のいと……二カ所にいとがあった。

府市場のいと……三カ所にいとが並んでいた。

これらのいとは石だたみには、天然のむし石が組むように並べて頑丈に作られていた。

堀のいと……出石往來の要衝であった堀の船着場は「中の郷渡し」として栄えたものであるが、円山川の流れがたびたび変わっており船着場の位置もいくたびか変わっている。

芝のいと……出石城下に送る年貢米はここから船積みされたといわれている。上石の植坂六郎治宅の石垣積の玄武岩など、このいことから陸揚げされた石材はおびただしい量に上っていることが知られる。

納屋のいと……納屋は湯島へ往來する屋形船の発着場として栄えたところで、宿屋もあり、問屋もあった。茶屋もあり料亭もあり賑やかであったが、山陰線開通によりさびれていった。

円山川沿いの村々には、荷船や、漁船や、渡船などの川船があったが、明治維新と共に川船の所有者に対し、あらためて鑑札が下附され、久美浜御役所の監督下

におかれることとなった。

明治二年（一八六九）に府中村組合惣代の名前で久美浜御役所へ差出した鑑札下附願によれば、二〇石積の川船の船主として、佐右衛門（上石）、五郎助（芝）、義右衛門、勘兵衛（府市場）、九郎左衛門（土居）、三郎左衛門、助左衛門（松岡）の七名（五カ村）の名前があがっている。

円山川の川舟の物資輸送手段としての役割は、明治時代に入っても非常に大きな重要性を有していた。山陰線の開通をみるまでは、城崎温泉への交通機関として、川舟はなお一般にひろく利用されたのである。

第五節 陸上輸送機関

馬と牛と荷車

江原、宵田は古来の馬駅であった。このあたりには馬が多く飼われていた。そして馬の背に人や物に乗せて運び、北は豊岡まで三里、南は高田（養父市場）まで四里余、その中継の馬駅として繁昌していた。牛の背に年貢米の俵などを乗せて運んだことも一般に行われてきた。

このような馬と牛の背による荷物輸送は、明治維新以降においてもこの地方の重要な運搬手段であった。それは道路事情が劣悪で、道幅がせまく、道筋は曲がりくねり、路面舗装もまだ行われていない、自然歩道の道路の時代に対応した輸送型態である。

このような道路事情も飛躍的に改善されてゆくが、明治十二年（一八七九）に生野から津居山に至る県道姫豊線が改修されてはじめて、陸路を車で姫路、神戸まで往来できる時代がやって来た。この年の十一月三

日に浅倉と岩中の間の尾川橋が完成し、開通式が行われている。

田尻東一郎日記によれば、この年の九月三日の項に「但馬国生野ヨリ湯嶋ニ至ル道路、其効ヲ成セルニヨリ、次テ橋梁ヲ架スルノ投票開札アリ。和田山郡役所ニ於テ官吏富岡当明立会アリ。尾川橋ハ森田弥左衛門之ヲ受負」とあり、又、十一月三日の項に「尾川橋成功ニ付、開業式ヲ行フ。田尻東一郎ガ周旋ナリ。奔走スルニ江嶋、南ノ両氏ヲ以テス」と記録されている。

この道路は、播磨街道とよばれ、県道三等に格付けされていた。尾川橋は木製で、長さ二六間、幅二間のものが作られたが、修繕費は橋も道路も一切地方税より支出されたから、道路事情が著しく改善されることとなった。

これ以後、急速に車が増加してゆく。明治二十年（一八八七）頃になると牛に荷車をつけて引かせる様になり、四〇頭余りの牛が鶴岡を中心とした地区において陸上輸送に従事するようになったというが、明治三十年（一八九七）頃までに牛車はほとんど荷馬車にとってかわられ、やがて大正の初年には荷馬車の馬が五〇頭に達したという。荷馬車は、品川白煉瓦会社の蠟石輸送に大量に使用されたのである。（早田弁蔵談）

明治二十四年（一八九一）の資料によると、旧日高村だけで牛馬車の数は二二台ある。人力による荷車は八五台である。更に明治三十四年（一九〇一）になると牛馬車は四二台、荷車は二二七台に増加する。陸上輸送能力の飛躍的向上が如実にここに示されているが、これは但馬地方の近代化への極めて重要な条件をなすものであった。

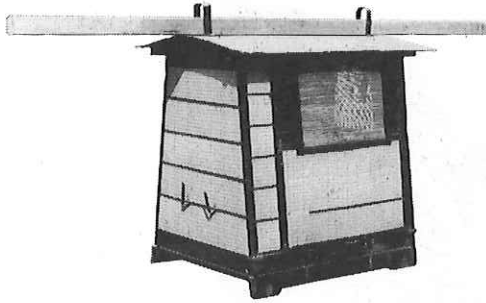


写真64 かご (豊岡市立郷土資料館蔵)

かご
明治七年(一八七四)の調査によると旧日高地区には次の一のかごがあった。

江原村……村持二。日置村、祢布村、宵田村、国分寺村……村持各一。

河本浜二郎、大門定逸(伊福村)、安東太郎兵衛、新免伊右衛門(久斗村)、赤松豊右衛門(国分寺村)

……個人持各一。

税金は一挺につき六カ月で一二銭五厘、年額二五銭であった。

旅客運送かごには次の四種類があった。

宿かご………人足二人、

乗かご………人足三人

切棒かご………人足四人

長棒かご………人足六人

又、遠距離への旅客運送は、継立(つぎたて)というやり方で、一定区間ごとに宿駅で乗りついで行くわけであるが、明治七年(一八七四)には豊岡県に対し、但馬各郡の区長の連名で陸運会社設立の見込書が提出されている。それによれば、かごの運行方法の中で「早追い」とか「昼夜兼行」とかの特別急行便も設けられ、早追いは運賃は五割増し、早追いの夜間は午后六時から午前二時までは一〇割増し、通常人足の夜間継立は七割増しと定められている。

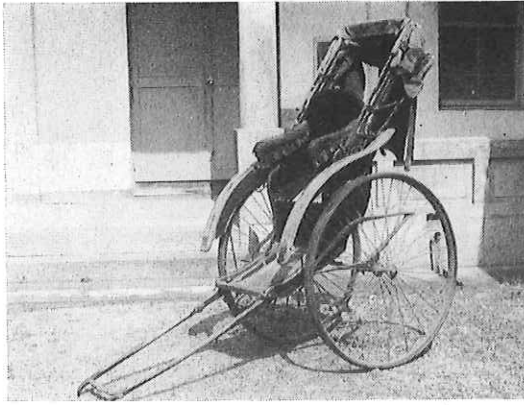


写真65 人力車（豊岡市立郷土資料館蔵）

この陸運会社はかごによる旅客運送のほかに、人足による荷物運送も取扱った。重量七貫目まで人足一人として運賃定額を定め、それ以上七百匁を増す毎に銀一分ずつ料金を増額している。

人力車

かごを主体とした陸運会社が発足をみるに至った頃、旅客運送の新式上等機関として人力車も脚光をあびて登場した。鶴岡の河本亀平が人力車一台を所有し、その税金として明治七年（一八七

四）七月から十二月までの半年分、三七銭五厘を納付している記録がある。

人力車は明治三年（一八七〇）に東京ではじまったのであるが、明治七年（一八七四）一月現在で、豊岡県管内（但馬、丹波、丹後、一六郡）で人力車が三五台実用に供されるに至っている。

兵庫県会議員となった浅倉村の田尻東一郎の記録した日記に次のような記事がある。

「明治十四年（一八八一）二月二十五日、朝五時、車夫与四郎へ命じ、神戸ニ向ケ発足。二十五日夜、銀山（生野）浜屋政助方へ投宿。二十六日正午、姫路京口、吸谷屋孫平方へ着し、午飯ヲ喫シ、同夜加古川松葉屋へ投宿。二十七日午後三時、神戸

三宮穴門前、松本重郎兵衛方へ着」

兵庫県会へ出席するために、人力車一台をやとい、朝五時に浅倉を出発、生野と加古川で二泊して、三日の午後三時に神戸に到着している。浅倉から神戸まで、片道の所要時間が通算五八時間となる勘定である。現在では江原から神戸までディーゼル特急で二時間半しかかからない。自動車で三時間である。汽車や自動車のない時代の旅行がいかに不便で高価なものであったかが知られよう。

人力車は明治前期における交通機関の花形であった。明治二十四年（一八九一）には当時の旧日高町内だけで三五台に達している。更に明治三十四年（一九〇一）には六三台に増加している。

当時は町内のどの部落にも人力車が一台以上あり、部落の堂がその溜り場となった。清滝、西気方面に行くには車夫の一人が梶棒を握り、二人が綱を引いて先を走ったという。

大正年間には江原駅前を中心に人力車屋が存続しており、最大のもは田原宇吉が一五輛の人力車を所持して経営した。人力車は土産物を持った旅行者の帰宅や、嫁入の乗物などには欠かすことのできない交通機関であった。

第六節 郵便事業のはじまり

江原郵便局の開設

わが国の郵便事業は明治四年（一八七一）太政官布告にはじまり、翌明治五年（一八七二）七月から全国的に普及実施されることとなったが、わが但馬ではまず豊岡、八

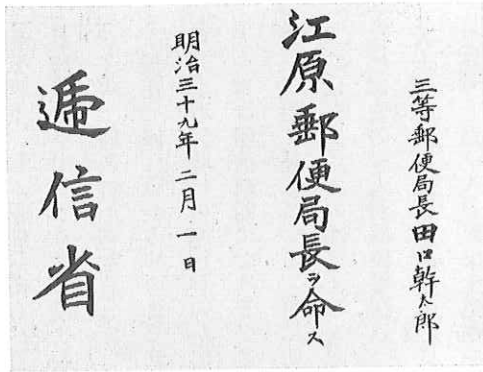


写真66 明治39年 江原郵便局長辞令
(田口清郎蔵)

鹿、出石、生野の四カ所に郵便役所が設けられた。わが町にあっては明治五年（一八七二）十月十六日に江原村の立光寺横に江原郵便取扱所が開設され、ついで明治七年（一八七四）七月九日には山田村に山田郵便取扱所が開設されている。更にしばらくおいて、明治十五年（一八八二）十月十日には府中新郵便局が開設をみるに至った。

郵便官署の開設方針は、県庁所在地や港津、宿場など、公用私用の通信が繁多である土地に、その土地の模様により毎日、あるいは隔日、あるいは毎月五、六度ずつ郵便脚夫が往復する郵便役所又は取扱所を開くというものであった。しかし地方の郵便官署は、政府が施設を作ると莫大な経費を要するので、これを節約するため地方の名望家や資産家の有志を説得し、郵便取扱役に任命し、その自宅を取扱所にあてる方式が大幅に採用された。

江原郵便取扱所の設立に当っては田口庄左衛門が積極的に協力し、初代の郵便取扱役に任命された。局長は世襲制をとり、田口庄太郎、田口幹太郎、田口幹夫とうけつがれてゆく。この地方においては江原が古来の宿場町として交通の要衝となっていたので、江原にまさきに郵便取扱所が置かれたのは当然であった。

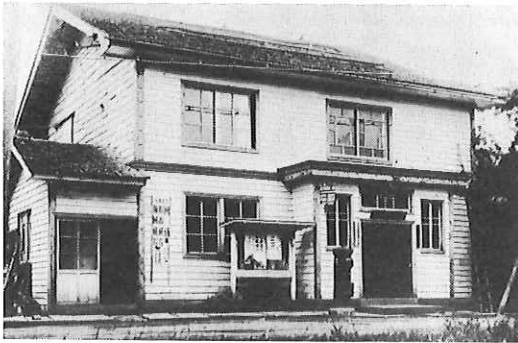


写真67 栗栖野郵便局 (井上寿提供)

山田郵便取扱所誘致と山田商人

の人びとの熱心な誘致運動によるところが極めて大きい。柳行李などを大量に四国、中国、九州などに卸販売していた山田商人達は、政府の郵便事業実施の方針を旅先で聞き、家族との通信と現金の安全な輸送が確保されるこの便利な制度は、郵便取扱所を地元で誘致したら利用できると知って大いに喜び、旅先で必ずこ

れを実現することを申し合せ、帰村してから資料をととのえて猛烈な陳情運動を行ったのである。

当地方の人びとにとっては、郵便事業の内容として、郵便為替による送金事務が取扱われた点も非常に重要な意義をもっていた。郵便為替は明治八年（一八七五）一月から開始されて大いに利用されることとなった。明治十年の西南の役の際、山田商人が戦場の中を往来し、官軍賊軍の双方に柳行李の弁当入を売ったところ、好評で多く売れて巨利を得、この売上代金を郵便為替で郷里へ送金し大きな恩恵を受けたという。

府中新郵便局の猛設置運動

このように江原と山田には郵便取扱所が早くも設置され、明治十四年（一八

八一)には郵便局とその名称が変わるが、その時まで、まだ国府地区には郵便局が開設されていなかった。そもそも府中新村ほか数カ村は古来但馬の中央、交通の要衝に当るプライドを持つ地域であったのに、郵便局設置の件では完全に立ちおくれた。

府中郵便局沿革誌は次の如くのべている。

「当府中新外近隣数村ヲ合せ、古来府中組合ト称シテ、其地位実ニ但馬ノ中央、四通ノ要衝ニ当リシモ、当初不幸ニシテ郵便局ノ開設ナカリシヲ以テ、明治十四年(一八八一)二月、村内有志、長沢実二郎(村長)自ラ一篇ノ建言書ヲ駅逋寮ニ呈シ、尋^{ツイ}デ同年五月、自ラ費ヲ抛テテ東京ニ上リ、時ノ駅逋寮駅逋総官、前島密氏ニ面シテ親シク府中新村ニ置局ノ議請願セシガ、遂ニ当局ノ評議ヲ得テ翌十五年(一八八二)十月十日開設セラレ、府中新郵便局ト称シ、明治二十三年(一八九〇)四月一日、府中郵便局ト改称セリ」

この長沢実二郎の猛運動によって、はじめて国府地区にも郵便局が開設されることとなったのである。初代の郵便取扱役には分家の長沢盛治郎が任命された。(尚、府中郵便局の沿革については国府村誌下巻第四章に詳しい)